

株主各位

東京都江東区新砂1丁目2番8号

オルガノ株式会社

代表取締役社長 鯉江 泰行

第71回定時株主総会決議ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、本日開催の当社第71回定時株主総会において、下記のとおり報告並びに決議されましたのでご通知申しあげます。

敬具

記

- 報告事項**
1. 第71期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
本件は、上記事業報告の内容、連結計算書類の内容及びその監査結果を報告いたしました。
 2. 第71期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）計算書類の内容報告の件
本件は、上記計算書類の内容を報告いたしました。

決議事項

第1号議案

剰余金の処分の件

本件は、原案どおり承認可決されました。なお、期末配当金につきましては、当社普通株式1株当たり金5円、総額287,907,815円、その効力が生じる日を平成28年6月30日とすることに決定されました。

第2号議案

定款一部変更の件

本件は、原案どおり承認可決されました。

取締役の責任の明確化及び経営体制の柔軟化を図るため、定款第21条（任期）につき取締役の任期を2年から1年にする変更を行いました。

また、機動的な資本政策及び配当政策を図るため、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会の決議によっても行うことが可能となる定款第39条（剰余金の配当

等の決定機関)を新設し、定款第40条(剰余金の配当の基準日)につき所要の変更を行うとともに、旧定款第10条(自己の株式の取得)及び同第41条(中間配当)の削除を行いました。

第3号議案 取締役9名選任の件

本件は、原案どおり鯉江泰行、奥園修一、伊藤智章、堀比斗志、古内力、西澤恵一郎、永井素夫の7氏が再選され、明賀春樹、照井恵光の両氏が新たに選任され、それぞれ就任いたしました。

第4号議案 補欠監査役2名選任の件

本件は、原案どおり小暮茂氏が監査役豊田正彦氏の補欠として、小森行男氏が社外監査役の補欠として選任されました。

以上

配当金のお支払いについて

1. 「期末配当金領収証」（口座振込をご指定の方には「お振込先について」を、株式数比例配分方式をご指定の方には「配当金のお受け取り方法について」）及び「配当金計算書」を送付いたしますのでご確認願います。「期末配当金領収証」により配当金をお受け取りになられる方は、平成28年6月30日から平成28年7月29日までの期間内にゆうちょ銀行全国本支店及び出張所並びに郵便局（銀行代理業者）にてお受け取り願います。なお、お受け取りの際は「期末配当金領収証」裏面記載のご注意等をご覧ください。
2. 「配当金計算書」は、配当金をお受け取りになられた後の配当金額のご確認や確定申告を行う際の添付資料としてご使用いただけます。（株式数比例配分方式を選択された場合の配当金のお受け取り先、税額、確定申告時の添付資料等につきましては、お取引のある証券会社へお問い合わせください。）

単元未満株式の買増及び買取に関して

単元未満株式（1～999株）をご所有の株主様は、単元株式（1,000株）にまとめるため、当社に対して単元株式数に不足する数の当社株式の買増を請求することができます。または、当社に対して単元未満株式の買取を請求することができます。

買増及び買取に係る請求の手続につきましては、証券会社の取引口座をご利用の際は、株主様のお取引のある証券会社にお申し出ください。

なお、証券会社に口座が無い場合、特別口座が開設されました株主様につきましては、以下の特別口座の口座管理機関にお申し出ください。

特別口座の口座管理機関及び連絡先

口座管理機関	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
連絡先 (郵便物送付先) (電話照会先)	〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 電話 0120-782-031 (フリーダイヤル)
受付窓口	三井住友信託銀行株式会社 全国本支店 (コンサルティングオフィス・コンサルプラザを除く)

ご注意

単元未満株式の買増及び買取の請求につきましては、3月31日及び9月30日を含む各々それ以前の一定期間は受付を停止させていただくほか、当社及び証券保管振替機構が別途必要と認める場合は受付停止期間を設ける場合がございます。詳しくは、お取引のある証券会社又は特別口座の口座管理機関にお問い合わせください。

以上